

第89号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表県民税の項中「以下同じ。）」の次に「及び法第24条第1項第4号の2に規定する個人」を加える。

第7条第2項中「次条」を「第8条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の引受け等の届出）

第7条の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）の受託者（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」という。））で県内に事務所又は事業所を有するものは、各法人課税信託の引受けがあった日から2月以内に、当該法人課税信託の受託者の名称又は氏名、当該法人課税信託の名称、事務所又は事業所の所在地その他必要な事項（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名を含む。）を知事に届け出なければならない。当該法人課税信託の受託者の任務が終了し、又は届け出た事項を変更した場合にも、また、同様とする。

第13条の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人課税信託の受託者である法人について前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「法人税法」とあるのは、「固有法人（法第24条の2第5項に規定する固有法人をいう。）の法人税法」とする。

第16条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6の税率を乗じて得た金額

第16条第4項を同条第3項とする。

附則第7項中「並びに各特定信託の各計算期間分」を削る。

附則第9項中「、各特定信託の各計算期間分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては当該各計算期間の末日」を削る。

附則第11項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は各特定信託の計算期間」を削る。

附則第15項中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第22項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）附則第1項の政令で定める日から施行する。ただし、附則第22項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。